

ページ	支援費制度担当課長会議資料（支援費制度事務処理要領） 平成14年6月14日（金）	支援費制度担当課長会議資料（支援費制度事務処理要領） 平成14年6月14日（金）からの変更・追加・修正内容
P 19	<p>第4節 支給決定事務</p> <p>市町村は、支援費の支給申請が行われたときは、当該申請を行った障害者（児）の障害の種類及び程度、当該障害者の介護を行う者の状況（障害児はその保護者の状況）、当該障害者（保護者）の支援費の受給の状況その他の厚生労働省令で定める事項を勘案して、支援費の支給の要否を決定する。また、支給の決定を行う場合には、居宅生活支援費については、居宅生活支援費を支給する期間及び居宅支援の種類ごとに月を単位として厚生労働省令で定める期間において居宅生活支援費を支給する指定居宅支援の量（以下「支給量」という。）を、施設訓練等支援費については、施設訓練等支援費を支給する期間及び当該障害者の障害程度区分を定める。</p> <p>なお、支給決定に係る事務の詳細については、「第3章 支給決定事務」において解説する。</p> <p>I 支給決定の際の勘案事項</p> <p>市町村は、支援費の支給申請が行われたときは、次に掲げる事項を勘案して、支援費の支給の要否を決定する（身障法第17条の5第2項及び第17条の11第2項、知障法第15条の6第2項及び第15条の12第2項、児福法第21条の11第2項）。</p> <p>なお、申請者からの聴き取りを円滑に行うために、「勘案事項整理票（居宅生活支援費）」及び「勘案事項整理票（施設訓練等支援費）」を参考にされたい。</p> <p>1 居宅生活支援費（身障法施行規則第9条の3、知障法施行規則第8条、児福法施行規則第21条）</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 居宅生活支援費の支給申請を行った障害者（児）の障害の種類及び程度その他の心身の状況 (2) 当該障害者の介護を行う者の状況（障害児の場合は、その保護者の状況） (3) 当該障害者（障害児の場合は、その保護者）の居宅生活支援費の受給の状況 (4) 当該障害者の施設訓練等支援費の受給の状況（障害児を除く） 	<p>追加第4節 支給決定事務</p> <p>市町村は、支援費の支給申請が行われたときは、当該申請を行った障害者（児）の障害の種類及び程度、当該障害者の介護を行う者の状況（障害児はその保護者の状況）、当該障害者（保護者）の支援費の受給の状況その他の厚生労働省令で定める事項を勘案して、支援費の支給の要否を決定する。また、支給の決定を行う場合には、居宅生活支援費については、居宅生活支援費を支給する期間及び居宅支援の種類ごとに月を単位として厚生労働省令で定める期間において居宅生活支援費を支給する指定居宅支援の量（以下「支給量」という。）を、施設訓練等支援費については、施設訓練等支援費を支給する期間及び当該障害者の障害程度区分を定める。</p> <p>さらに、居宅生活支援費における障害の程度による単価の区分若しくは各種加算又は施設訓練等支援費における強度行動障害等に係る各種加算の取扱い等についても、併せて決定を行う。</p> <p>なお、支給決定に係る事務の詳細については、「第3章 支給決定事務」において解説する。</p>

- (5) 当該障害者（障害児の場合は、その保護者）の障害者（児）居宅支援及び障害者施設支援以外の保健医療サービス又は福祉サービス等の利用の状況
- (6) 当該障害者（障害児の場合は、その保護者）の障害者（児）居宅支援の利用に関する意向の具体的な内容
- (7) 当該障害者（児）の置かれている環境
- (8) 当該申請に係る障害者（児）居宅支援の提供体制の整備の状況

2 施設訓練等支援費（身障法施行規則第9条の17、知障法施行規則第22条）

- (1) 施設訓練等支援費の支給の申請を行った障害者の障害の種類及び程度その他の心身の状況
- (2) 当該障害者の介護を行う者の状況
- (3) 当該障害者の施設訓練等支援費の受給の状況
- (4) 当該障害者の居宅生活支援費の受給の状況
- (5) 当該障害者の障害者施設支援及び障害者居宅支援以外の保健医療サービス又は福祉サービス等の利用の状況
- (6) 当該障害者の障害者施設支援の利用に関する意向の具体的な内容
- (7) 当該障害者の置かれている環境
- (8) 当該申請に係る障害者施設支援の提供体制の整備の状況

II 支給決定事項

市町村は、支給の決定を行う場合には、次に掲げる事項を定めなければならない（身障法第17条の5第3項及び第17条の11第3項、知障法第15条の6第3項及び第15条の12第3項、児福法第21条の11第3項）。

1 居宅生活支援費

- (1) 居宅生活支援費を支給する期間
- (2) 支給量

2 施設訓練等支援費

- (1) 施設訓練等支援費を支給する期間
- (2) 当該障害者の障害程度区分

III 支給量を定める単位期間

居宅生活支援費の支給量を定める単位期間については、次のとおりとする（身障法 第17条の5第3項第2号、知障法第15条の6第3項第2号、児福法第21条の1 第3項第2号）。

- 1 居宅介護、デイサービス及び短期入所（身障法施行規則第9条の5、知障法施行規則第10条第1項、児福法施行規則第21条の3）

1か月

- 2 知的障害者地域生活援助（グループホーム）（知障法施行規則第10条第2項）

支給決定の際に定める支給期間

P 2 1

IV 支給期間

市町村が支給決定の際に定める支給期間が越えてはならない期間については、次のとおりとする。なお、支給期間の終了に際しては、改めて支援費の支給決定を受けることにより継続してサービスを受けることが可能である（身障法第17条の5第4項及び第17条の11第4項、知障法第15条の6第4項及び第15条の12第4項、児福法第21条の11第4項）。

- 1 居宅生活支援（身障法施行規則第9条の6、知障法施行規則第11条、児福法施行規則第21条の4）

（1）居宅介護、デイサービス及び短期入所

「1年」に「居宅支給決定を行った日から当該日が属する月の末日までの期間」を加えた期間（ただし、居宅支給決定を行った日が月の初日の場合には、1年）

※ 支援費制度の施行前に行われる準備支給決定については、支給期間の上限を18か月まで延長することができる。

（2）知的障害者地域生活援助（グループホーム）

「3年」に「居宅支給決定を行った日から当該日が属する月の末日までの期間」を加えた期間（ただし、居宅支給決定を行った日が月の初日の場合には、3年）

修正1 居宅支援（身障法施行規則第9条の6、知障法施行規則第11条、児福法施行規則第21条の4）

2 施設訓練等支援（身障法施行規則第9条の19、知障法施行規則第24条）

「3年」に「施設支給決定を行った日から当該日が属する月の末日までの期間」を加えた期間（ただし、施設支給決定を行った日が月の初日の場合には、3年）

V 障害程度区分

市町村は、支給決定の際、次に掲げる施設支援の種類ごと、さらに入所又は通所の種別ごとに障害程度区分を定める。

なお、障害程度区分の内容及び決定に係る事務の詳細については、「第3章 支給決定事務について」のうち「第4節 障害程度区分」において解説する。

- 1 身体障害者更生施設
- 2 身体障害者療護施設
- 3 身体障害者授産施設（入所）
- 4 身体障害者授産施設（通所）
- 5 知的障害者更生施設（入所）
- 6 知的障害者更生施設（通所）
- 7 知的障害者授産施設（入所）
- 8 知的障害者授産施設（通所）
- 9 知的障害者通勤寮
- 10 心身障害者福祉協会が設置する福祉施設

VI 利用者負担額の決定

市町村は、支給決定の際、利用者及びその扶養義務者の負担能力に応じて、利用者負担額を決定する。

なお、利用者負担額の決定に係る内容の詳細については、「第3章 支給決定事務について」のうち「第6節 利用者負担額の決定」において解説する。

ページ	支援費制度担当課長会議資料（支援費制度事務処理要領） 平成14年6月14日（金）	支援費制度担当課長会議資料（支援費制度事務処理要領） 平成14年6月14日（金）からの変更・追加・修正内容
P 23	<p>第5節 受給者証の交付</p> <p>市町村は、支援費の支給決定を行ったときは、当該支給決定を受けた障害者（以下「支給決定障害者」という。）（障害児の場合は、その保護者（以下「支給決定保護者」という。））に対し、厚生労働省令に定めるところにより、必要な事項を記載した受給者証を交付しなければならない（身障法第17条の5第5項及び第17条の11第5項、知障法第15条の6第5項及び第15条の12第5項、児福法第21条の11第5項）。</p> <p>I 居宅受給者証</p> <p>1 居宅受給者証の様式</p> <p>(1) <u>身体障害者居宅生活支援</u> 居宅受給者証（様式第15号） (2) <u>知的障害者居宅生活支援</u> 居宅受給者証（様式第16号） (3) <u>児童居宅生活支援</u> 居宅受給者証（様式第17号）</p> <p>2 居宅受給者証の記載事項</p> <p>市町村は、次に掲げる事項を記載して居宅受給者証を交付する（身障法施行規則第9条の7、知障法施行規則第12条、児福法施行規則第21条の5）。</p> <p>(1) 居宅生活支援費を支給する期間 (2) 支給量 (3) 居宅支給決定障害者（保護者）の氏名、性別、居住地及び生年 月日 (4) 扶養義務者の氏名及び住所 (5) 交付の年月日及び居宅受給者証番号 (6) 居宅利用者負担額 (7) その他市町村が必要と認める事項</p> <p>3 居宅受給者証の記載方法</p> <p>(1) <u>身体障害者居宅生活支援</u></p>	<p>修正 1 居宅受給者証の様式</p> <p>(1) <u>身体障害者居宅支援</u> 居宅受給者証（様式第15号） (2) <u>知的障害者居宅支援</u> 居宅受給者証（様式第16号） (3) <u>児童居宅支援</u> 居宅受給者証（様式第17号）</p> <p>修正 (1) 身体障害者居宅支援</p>

ア 受給者氏名、支給市町村名等欄（1ページ）

- ① 「受給者」及び「居宅支給決定に係る扶養義務者」
居宅支給決定身体障害者の受給者番号、居住地、氏名、生年月日、性別及び居宅支給決定に係る扶養義務者の居住地、氏名を記載する。
- ② 「交付年月日」
居宅受給者証の交付を行った日を記載する。
- ③ 「支給市町村名及び印」
市町村番号、支給市町村の名称、住所及び担当窓口の連絡先電話番号を記載する。
同欄に押印する印は、市町村長印とする。
また、福祉事務所長に事務を委任している場合における同欄に押印する印について、当該福祉事務所長印とするか市町村長印とするかは市町村の判断による。
なお、印影印刷により処理することも可能とする。

イ 居宅支給決定の内容欄（2ページ及び3ページ）

- ① **記載区分**
・ 居宅介護
・ デイサービス
・ 短期入所
- ② **「支給期間」**
居宅生活支援の種類ごとに、支給決定を行ったその支給期間を記載する。
- ③ **「支給量」**
居宅生活支援の種類及び区分ごとに、支給決定を行った支給量を記載する。

(例)・居宅介護
身体介護：月〇時間 家事援助：月〇時間

修正ア 受給者氏名、支給市町村名等欄（削除）

- 修正① 「受給者」及び「居宅支給決定に係る扶養義務者」
居宅支給決定身体障害者の受給者証番号、居住地、氏名、生年月日、性別及び居宅支給決定に係る扶養義務者の居住地、氏名を記載する。

修正イ 居宅支給決定の内容欄（削除）**修正② 「支給期間」**

居宅支援の種類ごとに、支給決定を行ったその支給期間を記載する。

追加及び修正③ 「支給量等」

居宅支援の種類及びサービス内容ごとに、支給決定を行った支給量を記載する。

また、デイサービス、短期入所については、障害の程度による単価の区分の決定を併せて行うため、その区分についても記載する。

さらに、各種加算等の取扱い等についても決定を併せて行った場合には、その内容についても記載する。

なお、デイサービスの場合には、決定されたサービス支援費（I）又は（II）についても記載する。

(例)・居宅介護
身体介護中心〇〇時間 30分／月
家事援助中心〇〇時間 30分／月

・デイサービス
基本事業：月〇回 給食：月〇回 入浴：月〇回

・短期入所
月〇日

④ 「利用者負担額」

居宅生活支援の種類ごとに、支給決定障害者本人及びその扶養義務者それぞれが負担する単位金額を記載する。

⑤ 「特記事項欄」

当該支給決定障害者が「支払方法償還方式」である場合等において、その旨を記入する。

⑥ 「予備欄」

各欄の記載場所が不足した場合に使用する。

ウ 支給量変更の記載欄（4ページ）

① 「居宅生活支援の種類」

支給量の変更を行った居宅生活支援の種類及び区分ごとに記載する。

② 「変更後の支給量」

居宅生活支援の種類及び区分ごとに、支給量の変更を行った変更後の支給量を記載する。

③ 「変更年月日」

支給量変更の効力発生日を記載する。

④ 「市町村認印」

市町村認印欄に押印する印は、各市町村で定める公印規程等により、当該市町村の判断で決める。

⑤ 「予備欄」

各欄の記載場所が不足した場合に使用する。

エ 居宅介護事業者記入欄、デイサービス事業者記入欄、居宅介護

・デイ共通事業者記入欄（5ページから10ページまで）

事業者は、サービス提供にあたって、支給決定障害者から居宅受給者証の提示を受け、提供するサービスの種類及び区分ごとに、番号1から順番にその契約内容を記載する。

① 「事業者及びその事業所の名称」

指定を受けた際に届け出た事業者及びその事業所の名称を記

・デイサービス
〇〇日／月（I 区分1～3）

入浴〇〇回／月、給食〇〇回／月

・短期入所

〇〇日／月（区分1～3）

修正④ 「利用者負担額」

居宅支援の種類ごとに、支給決定障害者本人及びその扶養義務者それぞれが負担する単位金額を記載する。

追加⑤ 「特記事項欄」

当該支給決定障害者が利用者負担上限額を超える見込みのある者である場合、施設訓練等支援費の支給決定を受けている場合及び「支払方法償還方式」である場合等において、その旨を記入する。

修正ウ 支給量変更の記載欄（削除）

修正① 「居宅支援の種類」

支給量の変更を行った居宅支援の種類及びサービス内容ごとに記載する。

修正② 「変更後の支給量」

居宅支援の種類及びサービス内容ごとに、支給量の変更を行った変更後の支給量を記載する。

修正エ 居宅介護事業者記入欄（削除）

事業者は、サービス提供にあたって、支給決定障害者から居宅受給者証の提示を受け、提供するサービスの種類及びサービス内容ごとに、番号1から順番にその契約内容を記載する。

載する。

② 「区分」

支給決定障害者と契約を締結した居宅介護、デイサービスの種類ごとに区分を記載する。

③ 「契約支給量」

支給決定障害者と契約を締結した居宅介護、デイサービスの種類ごとに1月当たりの契約支給量を記載する。

④ 「当該契約支給量によるサービス提供終了日」

当該契約支給量によるサービス提供を終了したとき、その終了した日を記載する。

⑤ 「サービス提供終了月中の終了日までの既提供量」

当該契約支給量によるサービス提供を終了したとき、当該サービス提供終了月中の終了日までの既提供量を記載する。

⑥ 「事業者確認印」

事業者確認印は、事業者名を特定することができる印とする。

修正② 「サービス内容」

支給決定障害者と契約を締結した居宅介護のサービス内容を記載する。

修正③ 「契約支給量」

支給決定障害者と契約を締結した居宅介護のサービス内容ごとに1月当たりの契約支給量を記載する。

追加才 デイサービス事業者記入欄

事業者は、サービス提供にあたって、支給決定障害者から居宅受給者証の提示を受け、提供するサービスの種類及び内容ごとに、番号1から順番にその契約内容を記載する。

① 「事業者及びその事業所の名称」

指定を受けた際に届け出た事業者及びその事業所の名称を記載する。

② 「サービス内容」

支給決定障害者と契約を締結したデイサービスのサービス内容ごとにその内容を記載する。

③ 「契約支給量」

支給決定障害者と契約を締結したデイサービスのサービス内容ごとに1月当たりの契約支給量を記載する。

④ 「当該契約支給量によるサービス提供終了日」

当該契約支給量によるサービス提供を終了したとき、その終了した日を記載する。

⑤ 「サービス提供終了月中の終了日までの既提供量」

当該契約支給量によるサービス提供を終了したとき、当該サービス提供終了月中の終了日までの既提供量を記載する。

⑥ 「事業者確認印」

事業者確認印は、事業者名を特定することができる印とする。

事業者は、サービス提供にあたって、支給決定障害者から居宅受給者証の提示を受け、提供するサービスの区分ごとに、番号1から順番にその契約内容を記載する。

① 「事業者及びその事業所の名称」

指定を受けた際に届け出た事業者及びその事業所の名称を記載する。

② 「区分」

支給決定障害者と契約を締結した区分を記載する。

③ 「実施日」

サービス提供を行った期間を記載する。

④ 「日数」

サービス提供を行った日数を記載する。

⑤ 「累計」

番号1から順番に、サービス提供を行った日数の累計を記載する。

⑥ 「事業者確認印」

事業者確認印は、事業者名を特定することができる印とする。

力 予備欄 (17ページ)

各欄の記載場所が不足した場合に使用する。

(2) 知的障害者居宅生活支援

ア 受給者氏名、支給市町村名等欄 (1ページ)

① 「受給者」及び「居宅支給決定に係る扶養義務者」

居宅支給決定知的障害者の受給者番号、居住地、氏名、生年月日、性別及び居宅支給決定に係る扶養義務者の居住地、氏名を記載する。

② 「交付年月日」

居宅受給者証の交付を行った日を記載する。

③ 「支給市町村名及び印」

市町村番号、支給市町村の名称、住所及び担当窓口の連絡先電話番号を記載する。

同欄に押印する印は、市町村長印とする。

また、福祉事務所長に事務を委任している場合における同欄に押印する印について、当該福祉事務所長印とするか市町村長印とするかは市町村の判断による。

なお、印影印刷により処理することも可能とする。

事業者は、支給決定障害者から居宅受給者証の提示を受けてサービスを提供した後、番号1から順番にその実績を記載する。

② (削除)

修正② 「実施日」

修正③ 「日数」

追加及び修正④ 「月累計」

番号1から順番に、記載した番号の欄まで、月ごとにサービス提供を行った日数の累計を記載する。

修正⑤ 「事業者確認印」

修正キ 予備欄 (削除)

修正(2) 知的障害者居宅支援

修正ア 受給者氏名、支給市町村名等欄 (削除)

修正① 「受給者」及び「居宅支給決定に係る扶養義務者」

居宅支給決定知的障害者の受給者証番号、居住地、氏名、生年月日、性別及び居宅支給決定に係る扶養義務者の居住地、氏名を記載する。

イ 居宅支給決定の内容欄（2ページ及び7ページ）

① 記載区分

- ・居宅介護
- ・デイサービス
- ・短期入所
- ・知的障害者地域生活援助

② 「支給期間」

居宅生活支援の種類ごとに、支給決定を行った支給期間を記載する。

③ 「支給量」

居宅生活支援の種類及び区分ごとに、支給決定を行った支給量を記載する。

(例) ・居宅介護

身体介護：月○時間 家事援助：月○時間

・デイサービス

基本事業：月○回 給食：月○回 入浴：月○回

・短期入所

月○日

・知的障害者地域生活援助

○年間

④ 「利用者負担額」

居宅生活支援の種類ごとに、支給決定障害者本人及びその扶養義務者それぞれが負担する単位金額を記載する（知的障害者地域生活援助を除く。）。

⑤ 「特記事項欄」

当該支給決定障害者が「支払方法償還方式」である場合等において、その旨を記入する。

⑥ 「予備欄」

各欄の記載場所が不足した場合に使用する。

修正② 「支給期間」

居宅支援の種類ごとに、支給決定を行った支給期間を記載する。

追加及び修正③ 「支給量等」

居宅支援の種類及びサービス内容ごとに、支給決定を行った支給量を記載する。

また、デイサービス、短期入所、知的障害者地域生活支援については、障害の程度による単価の区分の決定を併せて行うため、その区分についても記載する。

さらに、各種加算の取扱い等についても決定を併せて行った場合には、その内容についても記載する。

(例) ・居宅介護

身体介護中心○○時間 30分／月
家事援助中心○○時間 30分／月

・デイサービス

○○日／月（区分1～3）
入浴○○回／月、給食○○回／月

・短期入所

○○日／月（区分1～3）

・知的障害者地域生活援助

「支給期間に含まれる日数」と記載する。
(区分1～2)

修正④ 「利用者負担額」

居宅支援の種類ごとに、支給決定障害者本人及びその扶養義務者それぞれが負担する単位金額を記載する（知的障害者地域生活援助を除く。）。

追加⑤ 「特記事項欄」

当該支給決定障害者が利用者負担上限額を超える見込みのある者である場合、施設訓練等支援費の支給決定を受けている場合及び「支払方法償還方式」である場合等において、その旨を記入する。

ウ 支給量変更の記載欄 (8ページ)

- ① 「居宅生活支援の種類」
支給量の変更を行った居宅生活支援の種類及び区分ごとに記載する。
- ② 「変更後の支給量」
居宅生活支援の種類及び区分ごとに支給量の変更を行った変更後の支給量を記載する。
- ③ 「変更年月日」
支給量変更の効力発生日を記載する。
- ④ 「市町村認印」
市町村認印欄に押印する印は、各市町村で定める公印規程等により、当該市町村の判断で決める。
- ⑤ 「予備欄」
各欄の記載場所が不足した場合に使用する。

エ 居宅介護事業者記入欄、デイサービス事業者記入欄、居宅介護・デイ共通事業者記入欄 (12ページから14ページまで)

事業者は、サービス提供にあたって、支給決定障害者から居宅受給者証の提示を受け、提供するサービスの種類及び区分ごとに、番号1から順番にその契約内容を記載する。

- ① 「事業者及びその事業所の名称」
指定を受けた際に届け出た事業者及びその事業所の名称を記載する。
- ② 「区分」
支給決定障害者と契約を締結した居宅介護、デイサービスの種類ごとに区分を記載する。
- ③ 「契約支給量」
支給決定障害者と契約を締結した居宅介護、デイサービスの種類ごとに1月当たりの契約支給量を記載する。
- ④ 「当該契約支給量によるサービス提供終了日」
当該契約支給量によるサービス提供を終了したとき、その終了した日を記載する。
- ⑤ 「サービス提供終了月中の終了日までの既提供量」
当該契約支給量によるサービス提供を終了したとき、サービス提供終了月中の終了日までの既提供量を記載する。
- ⑥ 「事業者確認印」
事業者確認印は、事業者名を特定することができる印とす

修正ウ 支給量変更の記載欄 (削除)

- 修正① 「居宅支援の種類」
支給量の変更を行った居宅支援の種類及びサービス内容ごとに記載する。
- 修正② 「変更後の支給量」
居宅支援の種類及びサービス内容ごとに、支給量の変更を行った変更後の支給量を記載する。

修正エ 居宅介護事業者記入欄 (削除)

事業者は、サービス提供にあたって、支給決定障害者から居宅受給者証の提示を受け、提供するサービスの種類及びサービス内容ごとに、番号1から順番にその契約内容を記載する。

- 修正② 「サービス内容」
支給決定障害者と契約を締結した居宅介護のサービス内容を記載する。
- 修正③ 「契約支給量」
支給決定障害者と契約を締結した居宅介護のサービス内容ごとに1月当たりの契約支給量を記載する。

る。

才 短期入所事業者実績記入欄（15ページから20ページまで）
事業者は、サービス提供にあたって、支給決定障害者から居宅受給者証の提示を受け、提供するサービスの区分ごとに、番号1から順番にその契約内容を記載する。

- ① 「事業者及びその事業所の名称」
指定を受けた際に届け出た事業者及びその事業所の名称を記載する。
- ② 「区分」
支給決定障害者と契約を締結した区分を記載する。
- ③ 「実施日」
サービス提供を行った期間を記載する。

追加才 デイサービス事業者記入欄

事業者は、サービス提供にあたって、支給決定障害者から居宅受給者証の提示を受け、提供するサービスの種類及び内容ごとに、番号1から順番にその契約内容を記載する。

- ① 「事業者及びその事業所の名称」
指定を受けた際に届け出た事業者及びその事業所の名称を記載する。
- ② 「サービス内容」
支給決定障害者と契約を締結したデイサービスのサービス内容ごとにその内容を記載する。
- ③ 「契約支給量」
支給決定障害者と契約を締結したデイサービスのサービス内容ごとに1月当たりの契約支給量を記載する。
- ④ 「当該契約支給量によるサービス提供終了日」
当該契約支給量によるサービス提供を終了したとき、その終了した日を記載する。
- ⑤ 「サービス提供終了月中の終了日までの既提供量」
当該契約支給量によるサービス提供を終了したとき、当該サービス提供終了月中の終了日までの既提供量を記載する。
- ⑥ 「事業者確認印」
事業者確認印は、事業者名を特定することができる印とする。

修正才 短期入所事業者実績記入欄（削除）

事業者は、支給決定障害者から居宅受給者証の提示を受けてサービスを提供した後、番号1から順番にその実績を記載する。

② (削除)

追加及び修正② 「実施日」

サービス提供を行った期間を記載する。
なお、宿泊を伴わないサービス提供を行った場合は、上段にサービス提供日を記載する。

④ 「日数」

サービス提供を行った日数を記載する。

⑤ 「累計」

番号1から順番に、サービス提供を行った日数の累計を記載する。

⑥ 「事業者確認印」

事業者確認印は、事業者名を特定することができる印とする。

カ 知的障害者地域生活援助事業者記入欄 (17ページ)

事業者は、サービスの提供にあたって、支給決定障害者から居宅受給者証の提示を受け、当該障害者が入居する日を記載し、サービスの提供終了にあたっては、当該障害者が退去する日を記載する。

① 「事業者及びその事業所の名称」

指定を受けた際に届け出た事業者及びその事業所の名称を記載する。

② 「入居日・退居日」

支給決定障害者が入居した日及び退居した日を記載する。

③ 「事業者確認印」

事業者確認印は、事業者名を特定することができる印とする。

キ 予備欄 (21ページ)

各欄の記載場所が不足した場合に使用する。

(3) 児童居宅生活支援**ア 受給者氏名、支給市町村名等欄 (1ページ)****① 「受給者」及び「居宅支給決定に係る児童及び扶養義務者」**

居宅支給決定保護者の受給者番号、居住地、氏名、生年月日、性別、居宅支給決定に係る児童の氏名、生年月日、性別、居宅支給決定に係る扶養義務者の居住地、氏名を記載する。

② 「交付年月日」**追加及び修正③ 「日数」**

サービス提供を行った日数を記載する。

なお、宿泊を伴わないサービス提供を行った場合は、サービス提供時間により、4時間未満の場合は1/4、4時間以上8時間未満の場合は2/4、8時間以上の場合は3/4と記載する。

修正④ 「月累計」

番号1から順番に、記載した番号の欄まで、月ごとにサービス提供を行った日数の累計を記載する。

修正⑤ 「事業者確認印」**修正キ 知的障害者地域生活援助事業者記入欄 (削除)****修正ク 予備欄 (削除)****修正(3) 児童居宅支援****修正ア 受給者氏名、支給市町村名等欄 (削除)****修正① 「受給者」及び「居宅支給決定に係る児童及び扶養義務者」**

居宅支給決定保護者の受給者番号、居住地、氏名、生年月日、性別、居宅支給決定に係る児童の氏名、生年月日、性別、居宅支給決定に係る扶養義務者の居住地、氏名を記載する。